

空き家等に関する意向調査

設問1 空き家等の情報を記入してください。(分かる範囲でご記入ください。)

所在地	春日井市_____
構造	木造・その他(_____造) _____階建て
面積	建物 _____㎡、土地 _____㎡
建設時期	昭和・平成・令和・西暦 _____年頃
空き家になった時期	昭和・平成・令和・西暦 _____年頃から

設問2 今後の空き家等に対する意向について、あてはまる番号にマルを付けてください。

- ① 検討したいことがある。 →設問3・4・5にお進みください。
 ② 現在は、売却・賃貸する考えはない。 →設問7にお進みください。

設問3 空き家の事で検討したい内容について、あてはまるものにマルを付けてください。
 (複数回答可)

※マルを付けた項目について、市が仲介する専門業者へ御相談を希望される方は、情報提供同意書に署名をお願いします。

	項 目	マル(○)
ア	売却	
イ	賃貸	
ウ	解体	
エ	修繕・リフォーム	
オ	適正管理	
カ	建物診断(インスペクション)	
キ	相続	
ク	税金	
ケ	残置物の片付け	
コ	空き家バンクへの登録 <small>空き家バンクとは、利用希望者とのマッチングを市がお手伝いします。 空き家の情報をインターネット上に公開し、利用希望者に提供します。 ※希望者は、情報提供同意書に署名をお願いします。</small>	
サ	その他(_____)	
シ	既に業者に相談している	

設問4 設問3で回答いただいた項目で、具体的なお悩みや心配事などがありましたらご記入ください。

設問5 市では、別紙（地域貢献団体による空き家の利活用について）のとおり、空き家を活用したい方と貸したい方のマッチングを考えています。
別紙をご覧ください、地域の活動拠点として、空き家（駐車場のみでも可）を貸し出すことについて、あてはまる番号にマルを付けてください。

活用の例：地域の集会所、高齢者や子どもたちの集いの場（児童館、子ども食堂、老人クラブ）、テレワークスペース、訪問看護等のための駐車場 等

- ① 貸してもよい
- ② 一定期間であれば、貸してもよい
- ③ 話を聞いてから判断したい
- ④ 希望しない

※①から③にマルを付けた方は、市から連絡させていただきたいので、連絡先をご記入ください。

（氏名 電話番号 ）

設問6 【高蔵寺ニュータウン地区内の空き家限定の設問です。高蔵寺まちづくり(株)のチラシ（貴方の空き家を見守ります。）が同封されている方は、回答をお願いします。】
同封のチラシをお読みいただき、あてはまる番号にマルを付けてください。

- ① 無料の空き家見守りサービスに興味がある
- ② 有料の空き家管理サービスに興味がある
- ③ どちらにも興味はない

※①、②にマルを付けた方で、高蔵寺まちづくり(株)より連絡を希望される方は、連絡先をご記入ください。

（氏名 電話番号 Eメール ）

設問7 売却などの考えがない理由について、あてはまる番号にマルを付けてください。
（複数回答可）

- ① 将来住む可能性がある
- ② 資産として持っておきたい
- ③ 手続きが面倒
- ④ 室内の家財道具や仏壇などの整理・処分に困っている
- ⑤ 権利者間の意見が一致しない
- ⑥ 買ってくれる人や借りてくれる人がいない
- ⑦ 解体する資金がない
- ⑧ 住宅用地特例による固定資産税軽減があるため
- ⑨ どうしたらよいかわからない
- ⑩ 相続でもめている
- ⑪ その他（ ）

空き家等に関する情報提供同意書

注意事項をよくお読みいただき、ご理解いただいたうえで、下記記入欄に必要事項をご記入ください。

私は、下記の個人情報及び空き家等（その敷地を含む）の情報について、春日井市と空き家対策連携協定を締結している連携協定団体等へ情報提供することに同意します。

連携協定団体等

春日井商工会議所
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会
一般社団法人住まい管理支援機構
高蔵寺まちづくり株式会社

※高蔵寺まちづくり株式会社は、高蔵寺リ・ニュータウン計画に基づく高蔵寺ニュータウン及びその周辺地域のまちづくりの担い手として、市の施策を行うために市が出資し創設された株式会社です。

【記入欄】

この欄には、専門業者とのご相談を希望される場合のみ記入してください。

記入いただいた方には、相談内容の詳細をお伺いするため、お電話をさせていただきます。

令和 年 月 日

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 自宅 _____ 携帯 _____

空き家等が共有名義の方は、左のにチェックをしてください。

注意事項

- 情報提供された個人情報及び空き家等（その敷地を含む）の情報は、あなたの空き家等の相談（表面「意向調査設問3」）に対応できる連携協定団体等へ紹介する目的以外に使用しません。
- 市は、情報提供された個人情報及び空き家等（その敷地を含む）の情報を連携協定団体等へ紹介しますが、空き家等の売買や解体等の交渉・契約について、直接これに関与いたしません。
- 契約する際は、手数料等が必要となる場合があります。
- 市や専門業者から、相談対応や空き家の状況等の確認のため、連絡をさせていただく場合があります。
- **空き家バンクの登録を希望する方**は、同意書の提出が必要となります。（市と空き家に関する連携協定を締結する団体が指定する不動産業者に仲介を依頼する契約（媒介契約）が登録条件のため）
希望される方は物件を掲載したいバンクにマルを付けてください。

（ 全国版 ・ 愛知県宅建協会版 ・ 両方 ）

（参考）

全国版：全国の自治体向けに、国がプラットフォームを構築

現在、公募により選定された2社（アットホーム・ライフル）により運営されている。

愛知県宅建協会版：自治体の提供物件に加え、不動産業者が提供する中古住宅も掲載
愛知県宅建サポート㈱により運営されている。